3 (a) 次の(i)及び(ii)の規定に該当する場合には、一方の締約国の居住者が(ii)に規定する株式を譲渡（(i)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。）することによって取得する収益に対しては、他方の締約国において租税を課することができる。

(i) 当該他方の締約国（日本国については、預金保険機構を含む。以下この3において同じ。）が、金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する当該他方の締約国の法令に従って、当該他方の締約国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合

(ii) 当該一方の締約国の居住者が当該他方の締約国から当該金融機関の株式を取得する場合

(b) (a)の規定は、当該一方の締約国の居住者が、当該金融機関の株式を当該他方の締約国から、この条約の効力発生前に取得した場合又はこの条約の効力発生前に締結された拘束力のある契約に基づいて取得した場合には、適用しない。

4 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産（不動産を除く。）の譲渡から生ずる収益（当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる収益を含む。）に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

5 一方の締約国の居住者が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産（不動産を除く。）の譲渡によって当該居住者が取得する収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税を課することができる。

7 6の規定にかかわらず、資本が株式として分割される法人であり、かつ、一方の締約国の法令の下において当該一方の締約国の居住者とされるものの株式、受益株式若しくは信用に係る債権の譲渡又は当該株式、受益株式若しくは信用に係る債権に附属する権利の一部の譲渡から生ずる収益で他方の締約国の居住者である個人が取得するものに対しては、当該個人（当該個人の配偶者並びに当該個人及び当該配偶者の直系の血族又は姻族である者を含む。）が当該法人の特定の種類の株式の五パーセント以上を直接又は間接に所有している場合には、当該一方の締約国の法令及びその解釈（「譲渡」の解釈を含む。）に従って当該一方の締約国において租税を課することができる。この7の規定は、当該収益を取得する当該個人が、当該収益が取得される年に先立つ十年の間のいずれかの時点又はその全ての期間において当該一方の締約国の居住者であり、かつ、当該個人が当該他方の締約国の居住者になった時において当該法人に係る株式の所有に関する前記の要件を満たす場合に限り、当該一方の締約国の法令の下において当該株式の所有及び当該個人の移住に関連して認定される租税の額のうちいまだ納付されていない部分を限度として、適用する。

第十四条　給与所得

1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。

(b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われるものであること。

(c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条　役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他の支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十六条　芸能人及び運動家

1 第七条及び第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である個人が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する所得が当該芸能人又は運動家以外の他方の締約国の居住者である者に帰属する場合には、当該所得に対しては、第七条及び第十四条の規定にかかわらず、当該個人的活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十七条　退職年金及び保険年金

1 次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬（社会保障制度に基づく給付を含む。）に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該退職年金その他これに類する報酬が他方の締約国内において生ずる場合において、当該一方の締約国において適正に租税が課されないときは、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

2 一方の締約国の居住者が受益者である保険年金に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該保険年金が他方の締約国内において生ずる場合において、当該一方の締約国において適正に租税が課されないときは、当該保険年金に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。この条において、「保険年金」とは、金銭又はその等価物による適正かつ十分な給付の対価としての支払を行う義務に従い、終身にわたり又は特定の若しくは確定することができる期間中、所定の時期において定期的に所定の金額が支払われるものをいう。

3 退職年金その他これに類する報酬又は保険年金を受領する権利に代わる一時金であって、一方の締約国の居住者である個人に支払われるものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該一時金が他方の締約国内において生ずる場合には、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第十八条　政府職員

1 (a) 政府の職務の遂行として一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。